

	対象条項	当協会から提出した意見・質問	警察庁パブコメにおける意見・質問の概要	警察庁の考え方
1	政令第 7 条 1 項 1 号 タ	(金融機関等の特定取引) 「現金等受払取引」の中には、クレジットカードの貸金取引に関わる債務支払いを、顧客等が預金口座振替(引き落とし)や、特定事業者の預金口座への振込み払いによるものは含まれないと理解してよいか。	※ 本意見に対し、直接対応する回答はありませんでした。 (以下、空欄部分について同じ)	
2	政令第 7 条 1 項 省令第 5 条 1 号	本改正により、法第 4 条第 1 項に基づく取引時確認を要する特定取引は次の 3 つに分類されることになるものと解してよいか。 (1) 令第 7 条第 1 項柱書に基づく「対象取引」(法第 4 条第 3 項に基づく適用除外ケースを除く) (2) (1) を除く特定事業者が行う取引で、かつ、「疑わしい取引」に該当する取引 (3) (1) を除く特定事業者が行う取引で、かつ、「同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引」に該当する取引 ※ 理由：条文の読み方の確認のため。	3 本改正により、新法第 4 条第 1 項に基づく取引時確認を要する特定取引は次の 3 つに分類されることになるものと解してよいか。 ① 新令第 7 条第 1 項柱書に基づく「対象取引」(新法第 4 条第 3 項に基づく適用除外ケースを除く。) ② ①を除く特定事業者が行う取引で、かつ、「疑わしい取引」に該当する取引 ③ ①を除く特定事業者が行う取引で、かつ、「同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引」に該当する取引	御質問にある取引のほか、同一の顧客等との間で二以上の取引等を同時に又は連続して行う場合において、当該二以上の取引等が 1 回当たりの取引の金額等を減少させるために一の取引等を分割したものであることが一見して明らかなものであるときは、当該二以上の取引等を一の取引等とみなして、新令第 7 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の規定が適用され、敷居値を超える場合には、取引時確認の義務が生じることとなります。
3	政令第 7 条 1 項 同第 13 条 2 項、 省令第 5 条第 1 号同第 17 条	(1) 令第 7 条の「疑わしい取引」に該当する取引をする場合、その取引を行うに際して、取引時確認を要すると解してよいか。 (2) 取引時において令第 7 条の「疑わしい取引」該当と判断できなかったものの(したがってその段階では取引時確認を実施していない)、その後の取引内容その他関連情報を総合した結果、令第 7 条の「疑わしい取引」に該当すると判断した場合、当該取引	4 ① 新令第 7 条の「疑わしい取引」に該当する取引をする場合、その取引を行うに際して、取引時確認を要すると解してよいか。 ② 取引時において新令第 7 条の「疑わしい取引」該当と判断できなかったものの(したがってその段階では取引時確認を実施していない)、その後の取引内容その他関連情報を総合した結果、新令第 7 条の「疑わしい取引」に該当すると判断した場合、	① そのとおりです。 ② 事後的に検証して新法第 8 条の「疑わしい取引」に該当すると判断されたとしても、当該取引は取引に際して新令第 7 条第 1 項の「特別の注意を要する取引」に該当すると判断されたものではないため、遡及的に取引時確認が義務付けられることはありません。

	対象条項	当協会から提出した意見・質問	警察庁パブコメにおける意見・質問の概要	警察庁の考え方
		<p>が継続していた場合に限り、令第 13 条第 2 項の定めに基づき、その判断をした後速やかに取引時確認を実施することを要するものと解してよいか。</p> <p>※ 理由：条文の読み方の確認のため。</p>	<p>当該取引が継続していた場合に限り、新令第 13 条第 2 項の定めに基づき、その判断をした後速やかに取引時確認を実施することを要するものと解してよいか。</p>	
4	政令第 7 条 1 項	<p>本改正により、取引時確認を要する「特定取引」が「対象取引」と「対象取引以外の取引」に整理されているが、取引時確認の対象となる「特定取引」は「特定業務」に該当する業務に係るものに限定されていると解してよいか。</p> <p>※ 理由：「対象取引以外の取引」概念の理解および改正後の取引時確認の範囲を確認すること</p>	5 <p>本改正により、取引時確認を要する「特定取引」が「対象取引」と「対象取引以外の取引」に整理されているが、取引時確認の対象となる「特定取引」は「特定業務」に該当する業務に係るものに限定されていると解してよいか。</p>	そのとおりです。
5	政令第 7 条 1 項 1 号カ	<p>貸付け取引においても、内国為替取引同様に、特定取引の定義に下限を設定してはどうか。</p> <p>具体的には、特定取引の定義について、次のとおり変更してはどうか。</p> <p>&lt;変更案&gt;</p> <p>200 万円を超える金銭の貸付けまたは金銭の貸借の媒介（貸金業法に基づく貸金業を営む者による極度方式基本契約の締結（貸金業者以外の者による同種の契約の締結を含む）の場合、同極度方式基本契約の極度額が 200 万円を超える金銭の貸付けまたは金銭の貸借の媒介）</p> <p>※ 理由：次の点を考慮すると、内国為替取引に係る特定取引の定義に下限を設定</p>		

	対象条項	当協会から提出した意見・質問		警察庁パブコメにおける意見・質問の概要	警察庁の考え方
		<p>しながら、貸付け取引について同様（またはそれ以上の）下限を設定しないのは、規制の目的とその規制内容のバランスを失っていると解されるため。</p> <p>①預貯金取引と貸付け取引とで犯罪収益の移転・隠匿の手段は、総じて同様と捉えることができる点。（犯罪収益移転危険度調査書(案)9、21 頁）</p> <p>②預貯金取引に係る関連犯罪の検挙状況を比較すると、顕著な差が認められる点（同 8、21 頁）</p>			
6	政令第 7 条 3 項	<p>A T M等の非対面取引においても、「取引の同時又は連続性」および「一回あたりの取引の金額を減少させる目的で一の取引を分割したことが一見して明らかであること」を確認する必要があるのか。</p> <p>※ 理由：適用対象の明確化</p>	13	<p>A T M等の非対面取引においても、「取引の同時又は連続性」及び「一回あたりの取引の金額を減少させる目的で一の取引を分割したことが一見して明らかであること」を確認する必要があるのか。</p>	<p>「一の… 取引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるもの」に該当するかどうかは、基本的には、窓口における従業員の気付きに基づき判断されることや、その上席者により判断されることを想定していますが、例えば同日中に時間を空けて複数回来店する場合に気付くことや、A T Mやインターネットバンキングなど非対面で行われる取引をシステムにより検知することも排除するものではありません。ただし、システムの整備を義務付けるものではありません。</p>
7	政令第 7 条 3 項	<p>同項該当性の確認方法として、顧客の申告を受ける方法でよいか。</p> <p>※ 理由：確認方法の明確化</p>			
8	政令第 7 条 3 項	<p>特定事業者は、同項該当性の確認にあたり、例えば、</p>	14	<p>特定事業者は、新令第 7 条第 3 項の該当性の確認</p>	<p>個別の取引が「一の… 取引を分割したものの全部</p>

	対象条項	当協会から提出した意見・質問		警察庁パブコメにおける意見・質問の概要	警察庁の考え方
		<p>全取引時に顧客に事前申告を義務付ける、情報システムを用いて同時又は連続性を有する取引を探知した上で、該当する顧客に対し取引分割の目的の有無についてヒアリング等事後調査をするなど、積極的に調査・確認する義務があるのか。</p> <p>※ 理由：確認方法および確認の程度の明確化</p>		<p>に当たり、例えば、全取引時に顧客に事前申告を義務付ける、情報システムを用いて同時又は連続性を有する取引を探知した上で、該当する顧客に対し取引分割の目的の有無についてヒアリング等事後調査をするなど、積極的に調査・確認する義務があるのか。</p>	<p>又は一部であることが一見して明らかであるもの」に該当するか否かは、各特定事業者において、当該取引の態様や各事業者の一般的な知識や経験、商慣行をもとに適宜判断されることとなりますが、御質問のように、全取引時に顧客に事前申告を義務付けたり、システムによる検知を義務付けたりするものではありません。</p>
9	政令第 7 条 3 項	<p>当社では、全顧客における新規取引時に法第 4 条第 1 項に基づく取引時確認を実施しており、その後の取引時においても、顧客の取引時確認を徹底する観点から、しきい値以下の取引を含む全取引の際、当社が交付したキャッシュカードの確認やパスワード等本人しか知りえない情報の確認等により、法 4 条 3 項（令第 13 条第 2 項）に基づく「既に取引時確認を行っている顧客等であることを確かめる措置」を実施している。</p> <p>ところで、同項は、二以上の取引を合算してしきい値超過の有無を判断することで特定取引該当性を判断するものと理解しているが、上記のように、合算する各取引時において同措置を実施している場合、（同「措置」の重複を回避するため）「合算した一の取引」に係る同「措置」は省略してよいか。</p> <p>※ 理由：確認方法の明確化（重複する措置の簡略化可能性）</p>	15	<p>当社では、全顧客における新規取引時に新法第 4 条第 1 項に基づく取引時確認を実施しており、その後の取引時においても、顧客の取引時確認を徹底する観点から、敷居値以下の取引を含む全取引の際、当社が交付したキャッシュカードの確認やパスワード等本人しか知りえない情報の確認等により、新法第 4 条第 3 項（新令第 13 条第 2 項）に基づく「既に取引時確認を行っている顧客等であることを確かめる措置」を実施している。</p> <p>ところで、新令第 7 条第 3 項は、二以上の取引を合算して敷居値超過の有無を判断することで特定取引該当性を判断するものと理解しているが、上記のように、合算する各取引時において同措置を実施している場合、（同「措置」の重複を回避するため）「合算した一の取引」に係る同「措置」は省略してよいか。</p>	<p>新規則第 13 条第 1 項第 3 号の規定により、特定事業者が新法第 4 条第 1 項の規定による確認に相当する確認（当該確認について確認記録に相当する記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている顧客等又は代表者等については、新規則第 16 条に定める方法に相当する方法により、既に当該確認を行っていることを確認するとともに、当該記録を確認記録として保存することにより、法第 4 条第 1 項の規定による確認を行うことができるとされています。</p> <p>そのため、全ての顧客について、新たに特定業務に係る取引を行うに際し、新法第 4 条第 1 項の規定による確認に相当する確認（当該確認について確認記録に相当する記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っており、その後の特定業務に係る取引全てにおいても、新規則第 16 条に定める方法に相当する方法により、既に当該確認を行っていることを確認するとともに、当該記録を確認</p>

	対象条項	当協会から提出した意見・質問		警察庁パブコメにおける意見・質問の概要	警察庁の考え方
					記録として保存しているのであれば、顧客等との間で行う取引が「一の… 取引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるもの」に該当するとして新法第 4 条第 1 項の規定による取引時確認を実施しなければならない場合でも、新規規則第 13 条第 1 項第 3 号に規定する方法で確認することも可能です。
10	政令第 7 条 3 項	<p>(1) 同項該当性に係る調査・確認（該当性、対象取引の合算額、顧客の取引分割目的を示す申告内容など）は、社内規定で確認事務を明確化することを以って記録・保存する必要がないと解してよいか。</p> <p>(2)（記録を要する場合）「非該当」のケースにおいては、記録を要しないと解してよいか。</p> <p>※ 理由：記録の必要性</p>	16	<p>① 新令第 7 条第 3 項の該当性に係る調査・確認（該当性、対象取引の合算額、顧客の取引分割目的を示す申告内容等）は、社内規定で確認事務を明確化することをもって記録・保存する必要がないと解してよいか。</p> <p>②（記録を要する場合）「非該当」のケースにおいては、記録を要しないと解してよいか。</p>	顧客等との間で行う取引が「一の… 取引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるもの」に該当するか否かを判断するに当たって特定事業者が行った調査等の結果に関する記録を作成・保存することについて、特段の規定は設けておらず、当該記録の作成・保存の義務はありません。
11	政令第 7 条 3 項	<p>「一見して明らかである」とは、具体的にはどのような場合でどのように判断すべきか。具体的に明示していただきたい</p> <p>例えば、特定事業者の取引にあたる担当者や支店が異なる場合、一見して明らかではないと考えて差支えないか。</p> <p>「一見して明らかであるものであるとき」という表現では主観が相当程度入る余地があると思われる。実務的なガイドライン、業界での指針などを提示していただく必要があると思う。それがなければ、回答で一定の目安を示していただきたい。これ</p>	9	<p>新令第 7 条第 3 項の「一見して明らかである」とは、具体的にはどのような場合か。例えば、特定事業者の取引に当たる担当者や支店が異なる場合、一見して明らかではないと考えて差し支えないか。</p> <p>「一見して明らかであるものであるとき」という表現では主観が相当程度入る余地があると思われる。実務的なガイドライン、業界での指針などを提示していただく必要があると思う。それがなければ、回答で一定の目安を示していただきたい。これらがなければ特定事業者が各自で定めるしかないと思うがそのような理解でよいのか。</p>	<p>「一の… 取引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるもの」としては、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 顧客から現金で 12 万円の振込みを依頼されたため、取引時確認を実施しようとしたところ、顧客が 6 万円の振込みを 2 回行うよう依頼を変更した場合における当該 2 回の取引</li> <li>○ 顧客から 300 万円を外貨に両替するよう依頼されたため、取引時確認を実施しようとしたところ、150 万円を 2 回に分けて両替するよう依頼を変更した場合における当該 2 回の両替</li> </ul>

	対象条項	当協会から提出した意見・質問	警察庁パブコメにおける意見・質問の概要	警察庁の考え方
		<p>らがない場合には特定事業者が各自で定めるしかないと思うがそのような理解でよいか。</p> <p>※ 理由：法令解釈の確認</p>		<p>といった取引が該当すると考えられますが、個別の取引がこれに該当するか否かについては、各特定事業者において、当該取引の態様や各事業者の知識や経験、商慣行をもとに適宜判断されることとなります。</p> <p>また、二以上の取引が連続したもののか否かの判断は担当者や支店ごとに行われるものではなく、事業者ごとに行われるものであるため、例えば、顧客の言動等により複数のタイミングや複数の支店における一連の取引が「一の…取引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるもの」であることが認められる場合等、特段の事情があれば新令第7条第3項が適用される場合がありますが、こうした取引を網羅的に捕捉するためのシステムの整備を義務付けるものではありません。</p> <p>また、現時点、ガイドライン等を作成する予定はありません。</p>
12	政令第7条3項	<p>当該二以上の取引を一とみなしたときの当該取引の金額が敷居値を超える場合は、当該取引が特定取引に該当するため、取引時確認または取引時確認済の確認のいずれかが必要という理解でよいか。また、事後的な検証によって、「一の…取引を分割したものであることが一見して明らかであるもの」とであると判明した場合においては、取引時確認または取引時確認済の確認のいずれかを改めて行う必要はないと</p>	17	<p>当該二以上の取引を一とみなしたときの当該取引の金額が敷居値を超える場合は、当該取引が特定取引に該当するため、取引時確認または取引時確認済の確認のいずれかが必要という理解でよいか。また、事後的な検証によって、「一の…取引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるもの」とであると判明した場合においては、取引時確認または取引時確認済の確認のいずれか</p> <p>前段については、そのとおりです。</p> <p>後段については、「一の…取引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるもの」に該当するか否かは、取引に際して判断され、これに該当する場合に取引時確認を行うこととするものです。したがって、事後的に検証し、顧客等との間で行った取引が「一の…取引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるもの」</p>

	対象条項	当協会から提出した意見・質問	警察庁パブコメにおける意見・質問の概要	警察庁の考え方
		<p>いう理解でよいか。</p> <p>※ 理由：法令解釈の確認</p>	<p>を改めて行う必要はないという理解でよいか。</p>	<p>と判明した場合に遡及的に取引時確認を行う義務はありません。なお、この場合においても、当該取引が疑わしい取引に該当すると判断されたときには届出を行うこととなります。</p>
13	政令第 7 条 3 項	<p>「一回あたりの取引の金額を減少させるために一の取引を分割したものの全部または一部であることが一見して明らかであるもの」とは、例えば、現金自動入出金機等の 1 回あたりの取引金額の上限を理由として複数回の取引を行った場合等、顧客に「減少させる」意図がない場合については、これにあたらなと解してもよいか。</p> <p>※ 理由：法令解釈の確認</p>	18 <p>新令第 7 条第 3 項の「1 回あたりの取引の金額を減少させるために一の取引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるもの」とは、例えば、現金自動入出金機等の 1 回あたりの取引金額の上限を理由として複数回の取引を行った場合等、顧客に「減少させる」意図がない場合については、これに当たらないと解してもよいか。</p>	<p>顧客に「減少させる」意図がないことが明らかであれば、新令第 7 条第 3 項の適用は受けません。</p>
14	政令第 7 条 3 項	<p>「連続」について、次のような場合は「連続」にあたるのか確認したい。</p> <p>(1) 顧客等が、一日に複数の異なる支店を訪れ、それぞれの支店において、同一の振込先へ振込みを行う場合 ⇒各支店からすれば、一回の取引しか行われていないので、「連続」にはあたらないと考えられるが、そのような理解でよいか。</p> <p>(2) 顧客等が、同一の支店に同一日の午前と午後を訪れ、同一の振込先へ振込みを行う場合 ⇒午前の振込みと午後の振込みとの間に一定の時間間隔があることから、「連続」にはあたらないと理解してよいか。</p>	11 <p>新令第 7 条第 3 項の「連続」について、次のような場合は「連続」に当たるのか確認したい。</p> <p>① 顧客等が、1 日に複数の異なる支店を訪れ、それぞれの支店において、同一の振込先へ振込みを行う場合 ⇒各支店からすれば、1 回の取引しか行われていないので、「連続」にはあたらないと考えられるが、そのような理解でよいか。</p> <p>② 顧客等が、同一の支店に同一日の午前と午後を訪れ、同一の振込先へ振込みを行う場合 ⇒午前の振込みと午後の振込みとの間に一定の時間間隔があることから、「連続」には当たらないと理解してよいか。</p>	<p>① 二以上の取引が連続したもののか否かの判断は支店のみで行われるものではなく、事業者ごとに行われるものであるため、例えば顧客の言動等により複数の支店における一連の取引が「一の…取引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるもの」であることが窓口の従業員において認められる場合等、特段の事情があれば新令第 7 条第 3 項が適用される場合がありますが、こうした取引を網羅的に捕捉するためのシステムの整備を義務付けるものではありません。</p> <p>② 例えば、明らかに同一の者が同一日の午前と午後を訪れ、当該顧客の取引が「一の…取引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかで</p>

	対象条項	当協会から提出した意見・質問		警察庁パブコメにおける意見・質問の概要	警察庁の考え方
		※ 理由：法令解釈の確認			あるもの」であることが窓口の従業員が気付く場合等、一定の時間間隔がある場合であっても新令第7条第3項が適用される場合がありますが、こうした取引を網羅的に捕捉するためのシステムの整備を義務付けるものではありません。
15	政令第12条3項	（厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引等） 外国PEPsに該当する場合でも、直ちに謝絶につながるものではないことから、必ずしも取引成立前に確認を求めるものではなく、事後的にデータベースその他で確認を行い、該当する場合は、法令で求められる追加確認を行うことも認められるか。	40	外国PEPsに該当する場合でも、直ちに謝絶につながるものではないことから、必ずしも取引成立前に確認を求めるものではなく、事後的にデータベースその他で確認を行い、該当する場合は、法令で求められる追加確認を行うことも認められるか。	御質問のような方法も認められます。
16	政令12条3項 省令15条	（厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引等） ①政令第12条第3項第1号～第3号に規定される者（PEPs及びPEPsが実質的支配者である法人）であることを確認する方法は、法令では規定されず、各事業者の判断で、店頭での気づき、取引時確認（特に職業の確認）やその際の問診の過程、顧客等の申告、インターネットの活用、商用データベースでのスクリーニング、継続的な取引の精査の過程の気づきなどの何れか、またはその組み合わせによることが認められることを確認したい。 ②外国PEPsデータベースは所管官庁等から提供される予定はあるか。			



	対象条項	当協会から提出した意見・質問	警察庁パブコメにおける意見・質問の概要	警察庁の考え方
		※ 理由：確認する方法が不明であるため。		
17	政令第 12 条 3 項	<p>(厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引等、外国 PEPs)</p> <p>事業者側で、外国 PEPs (同性同名等など) に該当するか否か判断に迷う場合は、警察庁へ照会し、当該顧客等が外国 PEPs に該当するか否かを確認することができるのか確認したい。</p>		
18	政令第 12 条 3 項	<p>(厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引等、外国 PEPs)</p> <p>極度方式基本契約締結時に、PEPs ではないことが確認できたため通常の取引時確認した後、PEPs 情報が更新されて当該顧客が PEPs であることを確認した場合、当該極度方式基本契約に基づく極度方式の貸付けについては、改めて厳格な取引時確認を行う必要はないと解してよいか。</p> <p>※ 理由：既に極度方式基本契約締結時に通常の取引時確認が完了しているため、都度貸付けの厳格な取引時確認は省略できるようにして頂きたい</p>	42	<p>極度方式基本契約締結時に、外国 PEPs ではないことが確認できたため通常の取引時確認した後、外国 PEPs 情報が更新されて当該顧客が外国 PEPs であることを確認した場合、当該極度方式基本契約に基づく極度方式の貸付けについては、改めて厳格な顧客管理を行う必要はないと解してよいか。</p> <p>厳格な顧客管理は、外国 PEPs である顧客等との間で行う特定取引に際して行われるものです。このため、極度方式基本契約締結時に外国 PEPs ではないことが確認できた顧客等について、別の特定取引である当該極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約の締結の際に外国 PEPs であることを確認した場合、厳格な顧客管理の対象となります。</p>
19	政令第 12 条 3 項	<p>(1) 同項各号該当性の確認方法として、顧客に申告を受ける方法や事業者にて可能な範囲で特定する方法によることと理解して良いか。</p> <p>(2) (申告を受ける方法でよい場合) 例えば、申込み用紙にチェック欄 (職種や本人を含めた PEPs の該当性を確認する項目) を設け、記入を義務づける</p>	25	<p>顧客等が外国 PEPs であることの確認の方法として、顧客等からの申告を受ける方法を用いる場合、例えば、申込み用紙にチェック欄 (外国 PEPs</p> <p>顧客等が外国 PEPs であることの確認を、顧客等に申告を求めることにより行う場合において、その申告を求める具体的な方法は、各特定事業者が、</p>

	対象条項	当協会から提出した意見・質問	警察庁パブコメにおける意見・質問の概要	警察庁の考え方
		<p>ことなどにより、積極的に実施する必要があるか。</p> <p>それとも、顧客の任意としてよいか。</p> <p>※ 理由：確認方法の明確化</p>	<p>の該当性を確認する項目)を設けて記入を義務付けるなど、積極的に実施する必要があるか。</p>	<p>その事業規模や顧客層を踏まえて合理的と考えられる方法により行われることとなります。申込用紙にチェック欄を設けて記入を求めることも1つの方法として考えられます。</p>
20	政令第12条3項	<p>(1) 外国において重要な地位を占めるもの等(家族を含む)の確認は、具体的にどのような方法を想定しているか。具体的な方法を明示していただきたい。また、これらのもののリストを公表していただきたい。</p> <p>(2) 父母や子、兄弟姉妹などについて、確認が出来ない場合はどうなのか。さらに同居(あるいは生計を一とする)等の条件もないため、対象となり得る範囲は極めて広く、業務上の運用に問題が生じる可能性がある。</p> <p>※ 理由：確認方法の確認</p>	<p>22 顧客等が外国PEPsであることの確認は、具体的にどのような方法で行えばよいか。</p>	<p>顧客等が外国PEPsであることの確認は、商業用データベースを活用して確認する方法のほか、インターネット等の公開情報を活用して確認する方法、顧客等に申告を求める方法等が考えられ、特定事業者がその事業規模や顧客層を踏まえて、各事業者において合理的と考えられる方法により行われることとなり、確認ができた範囲内において厳格な顧客管理を行うこととなります。</p>
			<p>23 関係省庁において、外国PEPsの該当者リスト作成し、特定事業者に対して提供していただきたい。</p>	<p>国による外国PEPsのリストの作成は、PEPsに関するFATFガイドラインにおいても推奨されておらず、日本においても作成の予定はありません。</p>
21	政令第12条3項	<p>PEPsについては、外国PEPsのみ対象ということでよいか。</p> <p>※ 理由：法令解釈の確認</p>		
22	政令第12条3項	<p>「外国の元首及び外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関」について、国連・IMF・FATF・OECD等の国際機関は含まれないと理解してよいか。</p>	<p>37 「外国の元首及び外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関」について、国連・IMF・FATF・OECD等の国際機関は含まれないと理解</p>	<p>御質問のとおり、外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関の対象には、国連等の国際機関は含まれません。</p>

対象条項		当協会から提出した意見・質問	警察庁パブコメにおける意見・質問の概要		警察庁の考え方
		また、「PEPsの家族」以外に、FATFが定義する「PEPsの近親者」に含まれている「近い間柄にある者（顧問弁護士・税理士等）」については、含まれないと理解してよいか。 ※ 理由：法令解釈の確認	38	してよいか。 「PEPsの家族」以外に、FATFが定義する「PEPsの近親者」に含まれている「近い間柄にある者（顧問弁護士・税理士等）」については、含まれないと理解してよいか。	今般の改正では、厳格な顧客管理の対象として外国PEPsのClose Associate（近い間柄にある者）については規定しておりません。
23	政令第12条3項	「これらの者であった者」に関し、例えば、30年前に退官した役人やその家族は外国PEPsに該当せず、厳格な顧客管理を行う必要がないことを確認したい。 ※ 理由：法令解釈の確認			
24	省令第4条1項7号 ハ 第6条5項3号	（簡素な顧客管理を行うことが許容される取引） （顧客等の本人特定事項の確認方法） 簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として、「電気、ガス及び水道水の料金（の支払に係るもの）」と限定列挙されているが、電話やNHKの料金は含まれないのか。省令第6条第5項第3号の「公共料金」の定義は「…電気、ガス及び水道水その他これに準ずるもの…」とあるので、なぜ相違があるのか、その主旨をご教示いただきたい。	45	簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として、「電気、ガス及び水道水の料金（の支払に係るもの）」と限定列挙されているが、電話やNHKの料金は含まれないのか。新規則第6条第5項第3号（※）の「公共料金」の定義は「電気、ガス及び水道水その他これに準ずるもの」とあるが、なぜ相違があるのか。	電気、ガス、水道はいずれも電線、ガス管、水管が役務提供先に接続し、公益事業者が場所を定めて居住実態や事業実態に即して供給しているものです。一方で、NHKは、役務提供先に接続する設備を有さず、また、固定電話については転送が可能であるなど、これらは必ずしも場所を定めて居住実態や事業実態に即して供給されているものではありません。このため、本改正により、NHKの受信料や電話料金については、簡素化措置の対象となる取引に追加することとはしていません。 また、新規則第6条第5項第3号に規定する公共料金の領収証書については、「日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これに準ずるもの」の公共性を踏まえ、あくまで本人確認書類を補

	対象条項	当協会から提出した意見・質問	警察庁パブコメにおける意見・質問の概要	警察庁の考え方
				<p>完する書類としての効力を認めたものであり、簡素化措置の対象となるか否かとは観点が異なります。</p> <p>※ 第6条第5項は、修正により、新規則第6条第2項になりました。以下別紙1において同じです。</p>
25	省令第4条2項	<p>「特定事業者が同一の顧客等との間で二以上の取引等を同時に又は連続して行う場合において、(省略)分割したものであることが一見してあきらかなものであるときは、(以下省略)」とあるところ、「一見して明らかなもの」との記載はわかりにくいので、具体的に明示していただきたい。</p>	54 <p>新規則第4条第2項において、二以上の取引について、取引金額を減少させるために当該取引を分割したものであることが「一見して明らか」な場合には、二以上の取引を一の取引とみなすとされているが「一見して明らか」という判断基準が不明確であるので、該当するケースと該当しないケース等の判断基準を示してほしい。また、リース物件の購入先や設置場所、引渡時期等が異なる場合に、同一顧客との間で、購入先や設置場所、引渡時期ごとにファイナンス・リース契約を分割することがあるが、このような場合は、合理的な理由があるものとして、一の取引としてみなさないことを明確にすべきである。</p>	<p>「一の…取引を分割したものであることが一見して明らかであるもの」としては、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 顧客から現金で12万円の振込みを依頼されたため、取引時確認を実施しようとしたところ、顧客が6万円の振込みを2回行うよう依頼を変更した場合における当該2回の取引</li> <li>○ 顧客から300万円を外貨に両替するよう依頼されたため、取引時確認を実施しようとしたところ、150万円を2回に分けて両替するよう依頼を変更した場合における当該2回の両替</li> </ul> <p>といった取引が該当すると考えられますが、個別の取引がこれに該当するか否かについては、各特定事業者において、当該取引の態様や各事業者の知識や経験、商慣行をもとに適宜判断されることとなります。</p> <p>また、合理的な理由の有無にかかわらず、二以上の取引が「1回当たりの取引の金額を減少させるため」に行われた場合は一の取引とみなされることとなりますが、御指摘のような場合は、通常、「1回当たりの取引の金額を減少させるため」に行われた場合には該当しないものと考えます。</p>

	対象条項	当協会から提出した意見・質問	警察庁パブコメにおける意見・質問の概要	警察庁の考え方
26	省令第 5 条 2 号	<p>「同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引」とはどのような取引を指すのか。また、「同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引」であっても、事業者ごとに行われるリスク評価を勘案して、合理性が確認できた場合には、「特別の注意を要する取引」に該当しないのか。</p> <p>※ 理由：法令解釈の確認</p>	56 <p>「著しく異なる態様で行なわれる取引」という表現では主観が相当程度入る余地があると思われる。実務的なガイドライン、業界での指針などを提示していただく必要があると思う。それがなければ、回答で一定の目安を示していただきたい。これらが無い場合には特定事業者が各自で定めるしかないと思うがそのような理解でよいのか。</p>	<p>「同種の取引の態様と著しく異なる態様」とは、例えば、「疑わしい取引」に該当するとは直ちに言えないまでも、その取引の態様等から典型的に疑わしい取引に該当する可能性のあるもので、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 資産や収入に見合っていると考えられる取引ではあるものの、一般的な同種の取引と比較して高額な取引</li> <li>○ 定期的に返済はなされているものの、予定外に一括して融資の返済が行われる取引</li> </ul> <p>等の業界における一般的な知識、経験、商慣行等に照らして、これらから著しく乖離している取引等が含まれます。</p> <p>これに該当するか否かの判断は、特定事業者が有する一般的な知識や経験、商慣行を踏まえて行われることとなります。また、本条のこのような特質に鑑み、現時点では、統一的なガイドラインを作成する予定はありません。</p>
27	省令第 6 条	<p>(顧客等の本人特定事項の確認方法)</p> <p>現行法令に基づき、過去に取引時確認を実施した既存顧客については、施行後に取引をする場合でも、新法に則った新たな確認は不要という考えでよいのか。</p>	214 <p>旧法に基づき、施行日前に取引時確認を実施した既存顧客については、施行日後に取引をする場合でも、新法にのっとった新たな確認は不要という考えでよいのか。</p>	<p>施行日前に取引時確認を行っている顧客等との間で、施行日以後に初めて特定取引を行う際には、当該特定取引が施行日前の取引に関連する取引である場合等の例外を除き、新規の定義に基づく実質的支配者の本人特定事項の確認を行わなければならないこととなります。</p>
28	省令第 6 条	<p>現行法令に基づき既存顧客で過去に顔写真のない本人確認書類で本人確認を実施した顧客については、</p>	215 <p>旧法に基づき既存顧客で施行日前に顔写真のない本人確認書類で本人確認を実施した顧客につい</p>	<p>そのとおりです。ただし、施行日以後に行う取引が新法第 4 条第 2 項に該当する取引である場合等</p>

	対象条項	当協会から提出した意見・質問	警察庁パブコメにおける意見・質問の概要	警察庁の考え方
		<p>施行後に取り引する場合でも新法に則った新たな確認は不要と考えてよいか。</p> <p>※ 理由：改正後の取扱いの確認</p>	<p>では、施行後に取り引する場合でも新法にのっとり新たな確認は不要と考えてよいか。</p>	<p>は、新法にのっとり確認が必要です。</p>
29	省令 第 6 条 第 7 条	<p>自然人との非対面取引における本人特定事項の確認方法に関して、インターネット経由によるクレジットカードの申込み等について、カードを転送不要の本人限定受取郵便（特定事項伝達型）で発送した際、顔写真なし本人確認書類に加えて公共料金の領収書等の提示を受けた情報を記録・保存する必要があると考えてよいか。</p>	62 <p>自然人との非対面取引における本人特定事項の確認方法に関して、インターネット経由によるクレジットカードの申込み等について、カードを転送不要の本人限定受取郵便（特定事項伝達型）で発送した際、顔写真なし本人確認書類に加えて公共料金の領収書等の提示を受けた情報を記録・保存する必要があると考えてよいか。</p>	<p>クレジットカードを新規則第 6 条第 1 項第 1 号へに規定する方法により送付した場合、公共料金等の領収証書等の補完書類の提示を受ける必要はありません。</p>
30	省令 第 6 条 1 項口、 ハ、ニ	<p>「顔写真のない本人確認書類に係る本人確認方法」について、顔写真のない本人確認書類の提示を受けることにより本人特定事項を確認する場合について、今回、追加的な確認措置を講ずるよう定められたが、運転免許証の取得率減少等により、本人確認書類が限定的になるのは、消費者の利便性を損なう恐れがあるため以下のような対応を検討していただきたい。</p> <p>①マネーロンダリングなど犯罪のリスクが低いと考えられる金額の融資（例えば融資金額 10 万円未満等）については、追加的な確認措置を講ずる必要がないなどの対応。</p> <p>②補完書面として、携帯電話料金の領収書を採用できるよう緩和。</p>	63 <p>「顔写真のない本人確認書類に係る本人確認方法」について、顔写真のない本人確認書類の提示を受けることにより本人特定事項を確認する場合について、今回、追加的な確認措置を講ずるよう定められたが、運転免許証の取得率減少等により、本人確認書類が限定的になるのは、消費者の利便性を損なうおそれがあるため、マネー・ローンダリングなど犯罪のリスクが低いと考えられる金額の融資（例えば融資金額 10 万円未満等）については、追加的な確認措置を講ずる必要がないなどの対応を検討していただきたい。</p>	<p>御指摘のような取引であっても、マネー・ローンダリング等のリスクが全くないわけではなく、適切な取引時確認を行う必要があるため、顔写真のない本人確認書類の提示を受けた場合には追加的な確認措置が必要となります。</p>
31	省令	<p>「本人確認書類のうち次条第一号ハに掲げるもの</p>	64 <p>「本人確認書類のうち次条第 1 号ハに掲げるもの</p>	<p>御指摘のような場合、補完措置は不要です。</p>

	対象条項	当協会から提出した意見・質問	警察庁パブコメにおける意見・質問の概要	警察庁の考え方
	第 6 条 1 項 1 号 ハ	いずれか二の書類の提示を受ける方法～)について、一方の書類のみ現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載があれば、他方の書類についてその現在の住所の記載がない(旧住所等)場合の補完の要否について、必要とするならば明示願いたい。	のいずれか二の書類の提示を受ける方法)について、一方の書類のみ現在の住居の記載があれば、他方の書類についてその現在の住所の記載がない(旧住所等)場合の補完の要否について、必要とするならば明示願いたい。	
32	省令 第 6 条 1 項 1 号 ハ	「同号ハに掲げる書類及び同号ロ、ニ若しくはホに掲げる書類若しくは当該顧客等の現在の住居の記載がある補完書類の提示を受ける方法」とあるが、ロ、ニ、ホのうちから 2 以上の書類を受け入れる方法は許容されないということか。  ロは写真付きの官公庁発給書類、ハは保険証関係、ニは印鑑証明書・戸籍・住民票であるところ、印鑑証明書と住民票の組み合わせは許されないか確認したい。  ※ 理由：法令解釈の確認	65 「同号ハに掲げる書類及び同号ロ、ニ若しくはホに掲げる書類若しくは当該顧客等の現在の住居の記載がある補完書類の提示を受ける方法」とあるが、ロ、ニ、ホのうちから 2 以上の書類を受け入れる方法は許容されないということか。	新規則第 7 条第 1 号ロ(一を限り発行又は発給されたものを除く。)、ニ又はホに掲げる本人確認書類のうちから 2 の書類を受け入れる方法は許容されません。
33	省令 第 6 条 1 項 1 号 ニ	「本人確認書類のうち次条第一号ハに掲げるものの提示を受け、かつ、当該本人確認書類以外の本人確認書類～の送付を受けて～」について、本人確認書類の提示を受け、かつ、それ以外の本人確認書類 1 点の送付を受ける場合一方の書類のみ現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載があれば、他方の書類についてその現在の住所の記載がない(旧住所等)場合の補完の要否について、必要とするならば明示願いたい。	66 「本人確認書類のうち次条第 1 号ハに掲げるものの提示を受け、かつ、当該本人確認書類以外の本人確認書類…の送付を受けて)」について、本人確認書類の提示を受け、かつ、それ以外の本人確認書類 1 点の送付を受ける場合一方の書類のみ現在の住居の記載があれば、他方の書類についてその現在の住所の記載がない(旧住所等)場合の補完の要否について、必要とするならば明示願いたい。	御指摘のような場合、補完措置は不要です。

	対象条項	当協会から提出した意見・質問	警察庁パブコメにおける意見・質問の概要	警察庁の考え方
34	省令第 6 条 1 項 1 号 二	<p>(1)「写真なし証明書」の提示を受けた場合で、他の本人確認書類（補完書類）又はその写しの送付を受ける取扱いを行う際は、先に対面取引で提示を受けた「写真なし証明書」に関する記録を残し、後刻、他の本人確認書類（補完書類）の送付を受けることにより、本人特定事項の確認が完了となると理解すればよいか。</p> <p>(2)他の本人確認書類（補完書類）の送付を受けるまでの間は、特定取引は一切行うことができないものと理解されるか。</p> <p>※ 理由：法令解釈の確認</p>	67 <p>① 「写真なし証明書」の提示を受けた場合で、他の本人確認書類（補完書類）又はその写しの送付を受ける取扱いを行う際は、先に対面取引で提示を受けた「写真なし証明書」に関する記録を残し、後刻、他の本人確認書類（補完書類）の送付を受けることにより、本人特定事項の確認が完了となると理解すればよいか。</p> <p>② 他の本人確認書類（補完書類）の送付を受けるまでの間は、特定取引は一切行うことができないものと理解されるか。</p>	<p>① そのとおりです。</p> <p>② 取引時確認は、取引の性質等に応じて合理的な期間内に完了すべきであり、取引開始後、新規則に定められた方法により取引の性質等に応じて合理的な期間内で取引時確認を行うことが可能と考えられることから、他の本人確認書類（補完書類）の送付を受けるまでの間、一切特定取引が行えないと解する必要はありません。</p>
35	省令第 6 条 5 項	<p>健康保険証等を補完する書類として、同項第一号ないし第三号に税金の領収書または納税書、社会保険料の領収証書、公共料金の領収証書が定められているが、「公共料金の請求書や口座振替のお知らせ」を顧客から提示を受ける可能性が高いため、追加をご検討いただきたい。</p> <p>※ 理由：補完書類の確認</p>	77 <p>健康保険証等を補完する書類として、新規則第 6 条第 5 項第 1 号ないし第 3 号に税金の領収証書又は納税証明書、社会保険料の領収証書、公共料金の領収証書が定められているが、「公共料金の請求書や口座振替のお知らせ」を顧客から提示を受ける可能性が高いため、追加を御検討いただきたい。</p>	<p>補完書類については、従前より居住実態が確実に裏付けられる領収証書等を認めており、公共料金の請求書や口座振替のお知らせを認めることは予定していません。</p>
36	省令第 6 条 5 項	<p>「公共料金（日本国内において供給される電気、ガス及び水道その他これに準じるものに係る料金）」と定められているが、「その他これに準じるもの」の具体例をお示し頂きたい。例えば、「固定電話料金」「携帯電話料金」「NHK 視聴料」も「その他これに準じるもの」と取り扱うことは可能か。</p> <p>※ 理由：「その他これに準じるもの」の確認</p>	78 <p>新規則第 6 条第 5 項第 3 号では「公共料金（日本国内において供給される電気、ガス及び水道その他これに準じるものに係る料金）」と定められているが、「その他これに準じるもの」の具体例をお示しいただきたい。例えば、「固定電話料金」「携帯電話料金」「NHK 受信料」も「その他これに準じるもの」と取り扱うことは可能か。</p>	<p>固定電話料金、NHK 受信料については、「その他これに準じるもの」として取り扱うことは可能ですが、携帯電話料金の領収証書については、必ずしも居住実態に即して発行されるものとはいえないことから、「その他これに準じるもの」として取り扱うことはできません。</p>



	対象条項	当協会から提出した意見・質問	警察庁パブコメにおける意見・質問の概要	警察庁の考え方
37	省令第 6 条 5 項	税金や公共料金の領収証書は、各世帯につき一通、世帯主宛に発行されることが殆どと考えられる。いわゆる証明弱者が存在することを鑑み、例えば世帯主の配偶者についても、世帯主宛の「税金や公共料金の領収証書」を補完書類として使用できるよう、追加をご検討いただきたい。 ※ 理由：補完書類の確認	79 税金や公共料金の領収証書は、各世帯につき 1 通、世帯主宛てに発行されることがほとんどと考えられる。いわゆる証明弱者が存在することを鑑み、例えば、世帯主の配偶者についても、世帯主宛ての「税金や公共料金の領収証書」を補完書類として使用できるよう、追加を御検討いただきたい。	例えば、顧客等から、顧客等と姓が同じ者の氏名が記載された領収証書の提示を受けたとしても、特定事業者において、それが当該顧客等の配偶者のものであるという真正性を確かめることが困難であるため、顧客等と名義が異なる者の氏名が記載された書類を補完書類として認めることは適当ではないと考えます。
38	省令第 6 条 第 5 項 3 号	(顧客等の本人特定事項の確認方法) 公共料金の領収証書については、発行元によってその記載事項(住所等)が異なる場合があるが、補完書類として一律に認められるとの理解でよいか。	72 公共料金の領収証書については、発行元によってその記載事項(住所等)が異なる場合があるが、補完書類として一律に認められるとの理解でよいか。	現在の住居の記載がない公共料金の領収証書は、補完書類として用いることはできません。
39	省令第 6 条 5 項 3 号	(顧客等の本人特定事項の確認方法) 「公共料金の領収書」について、以下の解釈でよいか確認したい。 ・ 電気料金は一般電気事業者のほか、今後の電力自由化を控え、新たな特定規模電気事業者が発行した領収証書も含まれる。 ・ ガス料金は都市ガスのほかにプロパンガスの領収証書も含まれる。また、ガス自由化についても現在検討されている経緯を踏まえ、今後、新たなガス事業者が認められた場合は、当該事業者が発行する領収証書も含まれる。 ・ 水道料金は水道局のほか、水道局より回収を委託された事業者が発行した領収証書も含まれる。	80 「公共料金の領収証書」について、以下の解釈でよいか。 ○ 電気料金は一般電気事業者のほか、今後控えている電力自由化による、新たな種類の事業者が発行した領収証書も含まれる。 ○ ガス料金は都市ガスのほかにプロパンガスの領収証書も含まれる。また、ガス自由化についても現在検討されている経緯を踏まえ、今後、新たな種類のガス事業者が認められた場合は、当該事業者が発行する領収証書も含まれる。 ○ 水道料金は水道局のほか、水道局より回収を委託された事業者が発行した領収証書も含まれる。	いずれもそのとおりです。

	対象条項	当協会から提出した意見・質問	警察庁パブコメにおける意見・質問の概要	警察庁の考え方
		<p>※ 理由：「公共料金」の範囲を確認したい (特に電力の自由化等を控え、顧客説明が必要となる)。</p>		
40	省令第7条1号	<p>(本人確認書類) ①通知カードは本人確認書類には該当するという理解でよいか。 ②個人番号カードの提示または写しの提出を受ける際、個人番号の取扱いや運用上の注意点(例えば、運転免許証の本籍地の黒塗りのような)があれば、お示し頂きたい。</p>	<p>88 通知カードは本人確認書類には該当するという理解でよいか。</p> <p>87 個人番号カードの提示又は写しの送付を受ける際、個人番号の取扱いや運用上の注意点があればお示しいただきたい。</p>	<p>番号利用法第7条第1項に規定する通知カードは、個人番号の本人への通知及び個人番号の確認のためのみに発行されるものであること、また、番号利用法に基づく個人番号の収集制限があることに鑑み、本人確認書類として取り扱うことは適当でないとの見解が内閣府及び総務省から示されたことから、国家公安委員会等が指定する書類を本人確認書類及び補完書類から除外することとし、国家公安委員会等の告示において、本人確認書類及び補完書類から除外する書類として通知カードを定めました。</p> <p>個人番号をその内容に含む個人情報の収集等は番号利用法に基づき原則として禁止されていることから、本人特定事項の確認に当たって顧客等から個人番号カードの提示を受けた場合には、特定事業者は、個人番号を書き写したり、個人番号が記載された個人番号カードの裏面の写しを取らないよう留意する必要があります。</p> <p>個人番号カードの写しの送付を受けることにより本人特定事項の確認を行う場合、個人番号カードの表面の写しのみの送付を受けることで足り、個人番号が記載されている個人番号カードの裏面の写しの送付を受ける必要はありません。仮に個人番号カー</p>

	対象条項	当協会から提出した意見・質問	警察庁パブコメにおける意見・質問の概要	警察庁の考え方
				<p>ドの裏面の写しの送付を受けた際には、当該裏面の部分を復元できないようにして廃棄したり、当該書類の個人番号部分を復元できない程度にマスキングを施した上で、当該写しを確認記録に添付することが必要です。</p> <p>なお、個人番号カードが本人確認書類として用いられた場合における新規則第 20 条第 1 項第 11 号に掲げる記録事項については、個人番号以外の事項（例えば発行者や有効期間）を記載することとなります。</p>
41	省令第 7 条 1 号	<p>社会保障・税番号制度の導入に伴う本年 10 月から交付が始まる「通知カード」については、省令第 7 条第 1 号ホに掲げる書類に該当するのか。</p> <p>また、同条においては、通知カードを本人確認書類として扱える場合、発行日から 6 ヶ月以内のものでなければ本人確認書類として認められないとの認識でよいか。</p> <p>※ 理由：適用範囲の明確化</p>		
42	省令第 7 条 1 項 1 号	<p>（本人確認書類）</p> <p>住民基本台帳カードが削除されているが、事業者側では住民基本台帳カードに代わる個人番号カードの交付の有無は知る術がないため、住民基本台帳カードについては、本人確認書類として有効期限内まで認めていただきたい。仮に認められない場合は、個人番号カードの交付の有無を確認する方法をご教示いただきたい。</p>	90	<p>住民基本台帳カードが削除されているが、事業者側では住民基本台帳カードに代わる個人番号カードの交付の有無は知る手段がないため、住民基本台帳カードについては、本人確認書類として有効期限内まで認めていただきたい。仮に認められない場合は、個人番号カードの交付の有無を確認する方法を御教示いただきたい。</p> <p>発行済みの住民基本台帳カードについては、その効力を失う時又は個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、個人番号カードとみなすこととする旨の経過措置を改正命令の附則に設けています（附則第 2 条）。</p> <p>なお、住民基本台帳カードの交付を受けている者が個人番号カードの交付を受けた場合には、当該住民基本台帳カードを返納しなければならないことと</p>

	対象条項	当協会から提出した意見・質問	警察庁パブコメにおける意見・質問の概要	警察庁の考え方
		<p>※ 理由：例えば有効期限内の住民基本台帳カード（写し）で取引時確認を行った場合、個人番号カードが交付されているか否かを確認する方法が無いと、本人確認書類として有効として取り扱ってよいか不明であるため。</p>		<p>されているため、個人番号カードの交付を受けた者が住民基本台帳カードを所持していることは想定しておりません。</p>
43	省令第 11 条 2 項	<p>（実質的支配者の確認方法等） 【法人が取締役会のある株式会社の場合を例として】 ①代表取締役以外が実質的支配者に該当することはないと考えてよいか。 ②現行法では「当該法人を代表する権限を有している者」との規定が、「当該法人を代表し、その業務を執行する自然人」との表記に変更されていることをふまえ、「代表取締役が複数いる場合も、全員が自動的に実質的支配者に該当するとは限らずそのなかで業務を執行している者が該当する」との理解は正しいか。 ③「業務を執行している」か否かは、法人の申告によるものと理解してよいか。</p>	118 新規則第 11 条第 2 項第 4 号の「業務を執行している」か否かは、法人の申告によるものと理解してよいか。	そのとおりです。
44	省令第 11 条 2 項 4 号	<p>（実質的支配者の確認方法等） ①実質的支配者の確認方法で、顧客等が資本多数決法人で、「議決権の 25% 超を保有する自然人」「25% 超議決権保有と同等の支配力を有する自然人」がい</p>	116 ① 新規則第 11 条第 2 項第 4 号の「当該法人を代表し」とあるのは、資本多数決法人の場合、その法人において代表権を有する取締役（代表取締役）という理解でよいか。	<p>① 取締役会を置く会社の場合であれば、そのとおりです。 ② 御質問の趣旨が明らかではありませんが、4 分の 1 を超える議決権を有する自然人がいない場合に</p>

	対象条項	当協会から提出した意見・質問	警察庁パブコメにおける意見・質問の概要	警察庁の考え方
		<p>ない場合については、「当該法人を代表し、その業務を執行する自然人」を確認することとなっているが、「当該法人を代表し、」とあるのは、当該法人において代表権を有する取締役（代表取締役）という理解で良いか。</p> <p>②25%満たないものの大株主が居るケースにおいても、代表取締役を「業務を執行する自然人」とし、「当該法人の代表」との理解でよいか。</p> <p>③また、当該法人において代表権を有する取締役が複数名存在する場合は、代表権を有する取締役全員の本人特定事項を確認・記録する必要があるという理解で良いか。</p>	<p>② 議決権保有割合が4分の1に満たないものの大株主が存在するケースにおいても、代表取締役を「業務を執行する自然人」とし、「当該法人の代表」との理解でよいか。</p> <p>③ 当該法人において代表権を有する取締役が複数名存在する場合は、表権を有する取締役全員の本人特定事項を確認・記録する必要があるという理解でよいか。</p>	<p>は、出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人がいる場合には当該者が、いない場合には当該法人を代表し、その業務を執行する自然人代が実質的支配者となります。</p> <p>③ 新規則第 11 条第 1 項第 4 号に掲げる者に該当することより代表取締役が実質的支配者となる場合であっても、例えば、病気等により業務執行を行うことができない者は、実質的支配者には該当しません。</p>
45	<p>省令第 11 条、 第 20 条 1 項 18 号</p>	<p>（実質的支配者の確認方法等） （確認記録の記録事項）</p> <p>顧客等が申告する際、省令 11 条 2 項 1 号に該当するものの有無や本人特定事項を顧客等が把握していない場合、省令 11 条 2 項 2 号または 4 号を適用して申告いただければよいか。</p> <p>※ 理由：顧客等が把握していない場合に、申告が得られるまで取引拒絶を行う必要があるのか、省令 11 条 2 項 2 号または 4 号の申告が得られれば足りるのかを確認するため。</p>	120 顧客等が実質的支配者について申告する際に、新規則第 11 条第 2 項第 1 号に該当する者の有無や本人特定事項を顧客等が把握していない場合、申告が得られるまで取引拒絶を行う必要があるのか。それとも同項第 2 号又は第 4 号の申告が得られれば足りるのか。	<p>取引時確認は、取引の性質等に応じて合理的な期間内に完了すべきであることから、取引の性質等に応じて、取引開始後、合理的な期間内で、実質的支配者の本人特定事項の確認を行うことが認められます。したがって、顧客等が新規則第 11 条第 2 項第 1 号に該当する者の有無やその本人特定事項を確認できる場合には、取引開始後において、その申告を受けるとは可能です。</p> <p>なお、資本関係が複雑であるなどやむを得ない理由により、新規則第 11 条第 2 項第 1 号に該当する自然人を判断できないような場合にあっては、同項第 2 号に該当する者がいるときはその者を、いないときは同項第 4 号に該当する者を実質的支配者として</p>

	対象条項	当協会から提出した意見・質問	警察庁パブコメにおける意見・質問の概要	警察庁の考え方
			121 顧客等の代表者等が特定事業者に対し、実質的支配者の申告を行う際に、当該代表者等が実質的支配者の確認・把握ができない場合、新規則第 11 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に該当する自然人が存在しないものとして、同項 4 号により、その法人の代表者を実質的支配者とする申告を受けてよいという理解でよいか。	申告することとなります。  代表者等が然るべき確認をしてもなお、資本関係が複雑であるなどのやむを得ない理由により顧客等に係る新規則第 11 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に該当する者を把握できない場合には、法人を代表し、その業務を執行する者を実質的支配者として申告を受けることは認められます。
46	省令第 11 条 4 項	<p>(実質的支配者の確認方法等、国等及びその子会社の扱い)</p> <p>実質的支配者が国等(上場会社を含む)の場合は国等の本人特定事項を確認すればよいか確認したい。</p> <p>例えば実質的支配者が「東京都」の場合は都庁の名称・所在地の申告を受ければよいか確認したい。</p> <p>※ 理由:「国等及びその子会社は施行規則第 11 条第 2 項の規程の適用については自然人とみなす。」という記載の解釈を確認したい。</p>	129 新規則第 11 条第 4 項において、国等及びその子会社は、自然人とみなすとされているが、これらの者の本人特定事項(氏名、住所、生年月日)について、代表者等から申告を受けることになるのか。 上記の理解の場合、代表者等は、国・地方公共団体の生年月日として、どのような年月日を申告するのか。また、上場会社等は設立年月日をもって生年月日とするのか。	国等及びその子会社が実質的支配者に該当する場合には、それらの者の本人特定事項(名称及び本店又は主たる事務所の所在地)について申告を受けることとなり、生年月日は不要です(新法第 4 条第 1 項第 1 号)。
47	省令第 11 条 2 項 (法第 4 条 1 項 4 号)	(実質的支配者の確認方法等) 規則の「改正の概要」によれば、「施行日以後取引が、施行日前の取引に関連する取引(施行日前の取引が契約の締結である場合における当該契約に基づくも	213 「改正の概要」によれば、「施行日以後取引が、施行日前の取引に関連する取引(施行日前の取引が契約の締結である場合における当該契約に基づくものをいう。)である場合における当該特定取引」に	御質問の例では、名称は「東京都」、主たる事務所の所在地が都庁の所在地となります。  御質問の「クレジットカード契約に基づくキャッシング取引」の契約内容が必ずしも明らかではありませんが、通常、クレジットカード作成時又は既契約でキャッシング機能のないクレジットカードに当

	対象条項	当協会から提出した意見・質問	警察庁パブコメにおける意見・質問の概要	警察庁の考え方
		<p>のをいう。)である場合における当該特定取引については、法第4条第1項第4号・規則第11条第2項に基づく実質的支配者の本人特定事項の確認を行うことを要しないとされている。</p> <p>「施行日前の取引が契約の締結である場合における当該契約に基づくもの」には、クレジットカード契約に基づくキャッシング取引が入るという理解でよいか。</p>	<p>については、新法第4条第1項第4号・新規則第11条第2項に基づく実質的支配者の本人特定事項の確認を行うことを要しないとされている。</p> <p>「施行日前の取引が契約の締結である場合における当該契約に基づくもの」には、クレジットカード契約に基づくキャッシング取引が入るという理解でよいか。</p>	<p>該機能が追加された際に、金銭の貸付けを内容とする契約（新令第7条第1項第1号カ）が締結されていると解されることから、当該契約に基づく個々のキャッシング取引が特定取引に該当する場合であっても、御指摘の経過措置の適用により、新規則第11条第2項に基づく実質的支配者について確認する必要はありません。</p>
48	省令第13条第1項1号	<p>（法第四条第一項に規定する取引に際して行う確認の方法の特例）</p> <p>改正法施行前に特定事業者（銀行等）が預金口座にかかる取引を行う際に、顔写真のない本人確認書類（保険証等）にて顧客の取引時確認を行い、かつ、当該確認記録を保存している場合において、施行後に他の特定事業者（貸金業者等）が貸付けの契約（当該預金口座における口座振替の方法により決済）を行う場合、改正後の犯収法施行規則第13条第1項第1号に基づき、施行前に銀行等が行った当該取引時確認をもって取引時確認「完了」とすることは可能か。</p>	140 改正法の施行前に銀行等（他の特定事業者）が預金口座に係る取引を行う際に、顔写真のない本人確認書類（保険証等）にて顧客の取引時確認を行い、かつ、当該確認記録を保存している場合において、施行後に特定事業者が特定契約（当該預金口座における口座振替の方法により決済）を行う場合、新規則第13条第1項第1号に基づき、施行前に銀行等が行った当該取引時確認をもって取引時確認「完了」とすることは可能か。	当該特定事業者の取引の相手方が、銀行等が行った取引時確認に係る顧客になりすましている疑いがある場合等を除き、可能です。
49	省令第15条	<p>新法第4条第2項第3号の政令で定める取引は、外国の元首等との間で行われる特定取引が追加されたが、当該顧客がこれにあたるかの確認は容易ではないので、具体的な方法を明示していただきたい。また確認結果の記録についての記載がないが、必要と</p>		

	対象条項	当協会から提出した意見・質問	警察庁パブコメにおける意見・質問の概要	警察庁の考え方
		するならば明示願いたい。		
50	省令第 15 条	<p>① 全ての顧客から PEPs に該当するかの申告を受けることが必要と考えてよいか</p> <p>② 顧客が PEPs に該当するかの判断は、その家族を含めたデータベースも無い中で不可能と思われます。警察庁から協会等に対し PEPs 情報が提供され、特定事業者が照会できる等の具体策があるか確認したい。</p>		
51	省令第 20 条 1 項 12 号	<p>(確認記録の記録事項)</p> <p>①第 7 条第 1 項第 1 号イにおいて、あらたに、個人番号カードが本人確認書類と定められているが、第 6 条第 1 項第 1 号ニに定められる本人特定事項の確認方法を用いて当該特定を行ったとき、第 20 条第 1 項第 11 号の規定により、顧客等から当該個人番号カードの提示を受けた場合に、特定事業者は当該個人番号カードの番号を保有・保管することとなるが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 19 条若しくは同法施行令第 34 条に該当し、当該個人番号を記録することができるかと解して良いか。</p> <p>②①で個人番号を記録できないとした場合、第 1 項第 12 号の「本人確認書類を特定するに足る事項」について、個人番号カードの場合も、他の確認書類と同様に書類名称・発行元・発行日を記録することでよいか確認したい。</p>	152 新規則第 7 条第 1 項第 1 号イに「個人番号カード」が規定されているところ、「個人番号カード」に記載されている個人番号を記録することは、番号利用法上、認められていないことから、確認記録の記録事項である「当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足る事項」は個人番号以外の事項を記録することで足りるとの理解でよいか。また、この場合は書類の名称を記録すればよいという理解でよいか。	<p>個人番号をその内容に含む個人情報の収集等は番号利用法に基づき原則として禁止されていることから、個人番号カードの提示を受けた場合は、個人番号以外の事項（例えば、発行者や有効期間）を記録することとなります。</p> <p>なお、書類の名称のみでは、「特定するに足る」とは言えないことから、書類の名称に加えて、発行者及び有効期限についても記録する必要があります。</p>



	対象条項	当協会から提出した意見・質問	警察庁パブコメにおける意見・質問の概要	警察庁の考え方
		※ 理由：新規発行に際し、記録事項を正確に把握したい。		
52	省令第 20 条 1 項 18 号、 第 11 条 2 項 1 号～4 号	(確認記録の記録事項) (実質的支配者の確認方法等) 条文上「実質的支配者の有無」が削除されているが、これは、改正後は、規則第 11 条第 2 項第 1 号から第 4 号に基づき実質的支配者は全ての法人に存在するという前提に基づくものと理解している。もっとも、規則第 11 条第 2 項第 4 号が「当該法人を代表し、その業務を執行する自然人」とされているため、法人の代表者が業務を執行しておらず、なおかつ、規則第 11 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に基づく自然人について申告を得られない場合には、実質的支配者がいないという事態も想定される為、その場合には実質的支配者なしとして良いか。	154 条文上「実質的支配者の有無」が削除されているが、これは、改正後は、新規則第 11 条第 2 項に基づき実質的支配者は全ての法人に存在するという前提に基づくものと理解している。もっとも、新規則第 11 条第 2 項第 4 号が「当該法人を代表し、その業務を執行する自然人」とされているため、法人の代表者が業務を執行しておらず、なおかつ、新規則第 11 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に基づく自然人について申告を得られない場合には、実質的支配者がいないという事態も想定されるため、その場合には実質的支配者なしとして良いか。	実質的支配者について顧客等から申告を受けられない場合は、新法第 5 条の規定により、特定事業者は特定取引に係る義務の履行を拒むことができます。なお、少なくとも代表者が存在しない法人は想定されず、新規則第 11 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に該当する自然人がいない法人であって代表者が業務を執行していないということは考えられないため、改正後は、犯罪収益移転防止法における実質的支配者は全ての法人に存在することとなります。このため、実質的支配者がいないということはないものと考えます。
53	省令第 26 条各号	(法第八条第二項に規定する主務省令で定める項目) 各号において、「・・・取引の態様との比較」「・・・整合性」とあるが、それぞれ一律の基準ではなく各社の判断において定めるものと理解して良いか。 ※ 理由：一律に基準を定めるものではないと考えられるため。	157 新規則第 26 条第 1 号から第 3 号までにおいて、「取引の態様との比較」「整合性」とあるが、それぞれ一律の基準はなく各社の判断において定めるものと理解して良いか。	犯罪による収益の移転防止に関する法律に規定する特定事業者は、その業種及び規模が区々であるため、一律の基準を設けることは適当ではありません。そのため、取引に疑わしい点があるかどうかを確認するに当たっては、当該特定事業者の業種及び規模に応じて必要と考えられる範囲で判断していただくこととなります。
54	省令第 26 条	取引モニタリングシステムにより、系統的に第 1 号、第 2 号の比較を行い、異常な取引を抽出する方法は、本規定を充足していると考えて良いか。	158 取引モニタリングシステムにより、系統的に新規則第 26 条第 1 号及び第 2 号の比較を行い、異常な取引を抽出する方法は、本規定を充足している	新規則第 26 条第 1 号及び第 2 号の項目は満たしていますが、別途、第 3 号の項目を満たす必要があります。

	対象条項	当協会から提出した意見・質問		警察庁パブコメにおける意見・質問の概要	警察庁の考え方
		※ 理由：モニタリング方法の確認		と考えてよいか。	
55	省令第 26 条、 第 27 条	(法第八条第二項に規定する主務省令で定める項目・方法) 今回規定された判断項目・方法において、疑わしい取引の届出様式への記載の義務付けは行われるか。 また、届出様式の変更を予定しているか。	173	今回規定された判断項目・方法において、疑わしい取引の届出様式への記載の義務付けは行われるか。また、届出様式の変更を予定しているか。	特に判断項目・方法の届出様式への記載を義務付けることはしませんが、どのように判断して届出に至ったのかはこれまで同様、届出理由欄に記載されることとなると考えています。  なお、届出様式については、「実質的支配者の有無の確認方法」の欄を「実質的支配者と顧客等との関係及びその確認を行った方法」の欄に改めるほか、条ずれに伴う所要の改正がされています。
56	省令第 27 条各号	(法第八条第二項に規定する主務省令で定める方法) 各号において、「・・・確認する方法」が記載されているが、3号の「法第 11 条第 3 号に規定により選任した者又はこれに相当する者」が全て行うものではないと理解して良いか。  ※ 理由：3号のみ具其他的な確認者が明確にされているため。	171	新規則第 27 条各号において、「確認する方法」が記載されているが、第 3 号の「法第 11 条第 3 号に規定により選任した者又はこれに相当する者」が全て行うものではないと理解してよいか。	そのとおりです。
57	省令第 27 条	(疑わしい取引の届出対象となる場合を除き) 確認方法についての記録を保存することは求められないとの理解でよいか。	172	疑わしい取引の届出対象となる場合を除き、疑わしい取引に該当するかどうかの確認方法についての記録を保存することは求められないとの理解でよいか。	疑わしい取引の届出対象となる場合は格別、そうではない取引についてまで網羅的に確認方法についての記録を保存することは義務付けられていません。  ただし、新規則第 32 条第 1 項第 5 号の規定により、リスクの高い取引について情報の収集、整理及び分析をした場合は、その記録を保存することが努力義務とされています。

	対象条項	当協会から提出した意見・質問		警察庁パブコメにおける意見・質問の概要	警察庁の考え方
58	省令第 27 条 2 号	<p>既存顧客について、精査すべき事項の一つに当該顧客等に係る取引記録とあるが、精査のやり方は、全顧客一律ではなく、リスクベースで考えても問題ないか。</p> <p>※ 理由：精査方法の確認</p>	162	<p>既存顧客について、精査すべき事項の一つに当該顧客等に係る取引記録とあるが、精査のやり方は、全顧客一律ではなく、リスクベースで考えても問題ないか。</p>	<p>顧客管理については、各事業者が自ら行う取引についてリスクを評価した書面等の内容を勘案して行われることとなるため、全顧客一律ではなく、リスクベースで考えて行うことがむしろ好ましいと考えます。</p>
59	省令第 27 条 3 号	<p>「顧客等又は代表者等に対する質問その他の当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認するために必要な調査」を行うにあたり、具体的に想定されている調査方法や特に留意すべきと考えられる点があればご教示いただきたい。</p> <p>※ 理由：調査方法の確認</p>	170	<p>「顧客等又は代表者等に対する質問その他の当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認するために必要な調査」を行うにあたり、具体的に想定されている調査方法や特に留意すべきと考えられる点があれば御教示いただきたい。</p>	<p>顧客等又は代表者等に対する質問のほか、例えば、取引時確認の際に顧客等から申告を受けた職業等の真偽を確認するためにインターネット等を活用して追加情報を収集することなどが考えられます。</p>
60	省令第 32 条 1 項	<p>法第 11 条第 4 号に規定する主務省令で定める措置が例示されているが、同条が努力規定であるところ、特定事業者が処置しなければならない程度、水準はどのようなものであるか。</p> <p>※ 理由：法令解釈の確認</p>	178	<p>新法第 11 条第 4 号に規定する主務省令で定める措置が例示されているが、同条が努力義務規定であるところ、特定事業者が処置しなければならない程度、水準はどのようなものであるか。</p>	<p>新規則第 32 条第 1 項各号に規定されている措置は、いずれも努力義務であり、例えば同項第 2 号に規定する情報の収集等をどの程度まで行うべきかについては、各特定事業者の業態や事業規模等に応じて個別に判断されるものです。</p> <p>その前提の下、新規則第 32 条第 1 項各号に掲げる措置について詳述すると、同項第 1 号において作成することとされている書面等には、各特定事業者において、自らが行う取引についてのマネー・ローンダリングのリスクを評価したものを記載することとされています。具体的には、国家公安委員会が公表する犯罪収益移転危険度調査書の関係部分を基に、必要に応じて各事業者特有のリスク要因を加味したものを作成することが想定されます。</p>

	対象条項	当協会から提出した意見・質問	警察庁パブコメにおける意見・質問の概要	警察庁の考え方
				<p>同項第 2 号及び第 3 号は、特定事業者が、第 1 号の規定により作成した特定事業者作成書面等の内容を勘案し、自ら行う取引のリスクの高低に応じて、必要な情報の収集や整理・分析を行ったり、確認記録・取引記録等を継続的に精査したりすることを規定しています。</p> <p>同項第 4 号は、高リスクの取引を行うに際しては、統括管理者の承認を受けるべきことを規定しています。このとき、統括管理者は、承認に当たり、犯罪収益移転危険度調査書の内容（例えば、当該取引がいかなる理由で高リスク取引とされているかといったことなど）を勘案することとなります。</p> <p>同項第 5 号は、高リスク取引に係る情報を収集、整理及び分析したものの結果を記載した書面等の作成・保存について規定しています。このとき、犯罪収益移転危険度調査書において、当該取引がいかなる理由で高リスク取引とされているかといったことに着目して、情報収集の分析結果等を作成することとなります。</p> <p>同項第 6 号は、取引時確認等の措置を的確に行うために必要な能力を有する者を採用することを規定しています。具体的には、犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、例えば、属性としてリスクが高いとされる反社会的勢力を採用しないことや、採用後の教育訓練と相まって犯罪収益移転危険度調査書</p>

	対象条項	当協会から提出した意見・質問	警察庁パブコメにおける意見・質問の概要		警察庁の考え方
					<p>の内容を勘案した取引時確認等の措置を的確に行う能力を身に付ける素養のある者を採用することが考えられます。</p> <p>同項第 7 号は、監査について規定しています。例えば、犯罪収益移転危険度調査書において高リスクとされる取引を扱う部署を重点的に監査することなどが想定されます。</p>
61	省令第 32 条 1 項 2 号	<p>(取引時確認等を的確に行うための措置)</p> <p>情報を最新に保つための「必要な情報の収集」とは、具体的にどのような情報を収集すべきなのかご教示いただきたい。</p>	182	<p>情報を最新に保つための「必要な情報の収集」(新規則第 32 条第 1 項第 2 号)とは、具体的にどのような情報を収集すべきなのか。</p>	<p>新規則第 32 条第 1 項第 2 号の規定に基づき収集すべき情報とは、取引時確認等の措置(取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置)を的確に行うために必要となる情報であり、例えば、取引時確認の際に顧客等から申告を受けた職業等の真偽を確認すること、外国 P E P s であるか否かの情報収集を行うこと、実質的支配者と顧客等との関係を把握することなどがあります。</p>
62	省令第 32 条 1 項 2 号、3 号	<p>本条は努力義務規定でもあり、書面等の内容を勘案し高リスクの場合に実施する第 32 条第 1 項第 2 号、同条同項第 3 号の措置は、実施する取引・実施する方法・実施する内容のいずれも、事業者の業態、業務、規模、リスク等に応じて、事業者の自主判断で行うとの理解でよいか。</p> <p>※ 理由：法令解釈の確認</p>	185	<p>新法第 11 条は努力義務規定でもあり、特定事業者作成書面等の内容を勘案し高リスクの場合に実施する新規則第 32 条第 1 項第 2 号、同項第 3 号の措置は、実施する取引・実施する方法・実施する内容のいずれも、事業者の業態、業務、規模、リスク等に応じて、事業者の自主判断で行うとの理解でよいか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
63	省令第 32 条 1 項 4 号	<p>(取引時確認等を的確に行うための措置)</p> <p>①統括管理者は、複数名を選任とすることは可能であるとの認識でよいか。また、統括管理者の承認に</p>	191	<p>① 統括管理者は、複数名を選任とすることは可能であるとの認識でよいか。また、統括管理者の承認について証跡を求めるのか。</p>	<p>統括管理者とは、取引時確認等の措置(取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置)の的確な実施のために必要な業務を統括管理す</p>

	対象条項	当協会から提出した意見・質問	警察庁パブコメにおける意見・質問の概要	警察庁の考え方
		<p>ついて証跡を求めるのか。</p> <p>②統括管理者の職位等に関する制限はあるのか。</p>	<p>② 統括管理者の職位等に関する制限はあるのか。</p>	<p>る者のことですが、具体的にこれに該当する者については、特定事業者の規模や内部の組織構成により様々な者が想定されるとともに、その選任は、必ずしも一の特定事業者に一に限るものではなく、例えば、各支店・事業所ごとに統括管理者を選任することも有り得ると考えています。</p> <p>また、統括管理者による承認の有無の証跡を残すことは義務付けられていません。</p>
64	省令第 32 条 1 項 6 号	<p>「取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な能力を有する者を特定業務に従事する職員として採用するために必要な措置を講ずること」とあるが、「必要な能力」に関する規定が設けられるのか確認したい。また、「必要な措置」の具体的内容についても確認したい。</p>		
65	省令第 32 条 1 項 6 号	<p>第 6 号に規定する「取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な能力を有する者」とはどのような能力、資格または経験を有する者を意図しているのか。</p> <p>※ 理由：体制整備方法の明確化</p>		
66	省令第 32 条 1 項 6 号	<p>「必要な能力を有する職員の採用」とは、特定事業者が採用方針に則って公序良俗に反しない職員が取引時確認を行うことで要件を満たすとの解釈でよいか。それとも、コンプライアンス・オフィサー等の資格合格や通信講座修了など一定のメルクマールが示され、それらを保有することで知識を有するものと</p>		

	対象条項	当協会から提出した意見・質問	警察庁パブコメにおける意見・質問の概要	警察庁の考え方
		判断されるのか。 ※ 理由：法令解釈の確認		
67	省令第 32 条 2 項	「取引時確認等の措置より緩やかなときにあつては」とは、犯罪収益移転防止法で求められる取引時確認等の措置と比較し、どのような差異がある場合に緩やかであると判断すればよいか。 ※ 理由：適用範囲の明確化	198 「取引時確認等の措置より緩やかなときにあつては」とは、新法で求められる取引時確認等の措置と比較し、どのような差異がある場合に緩やかであると判断すればよいか。 また、各国の法制度を調査し、日本の犯罪による収益の移転防止に関する法律と比較し、規制の緩急を判断することは事業者にとって負担であり、関係省庁において、国別にいかなる対応をすることが望ましいか具体的な基準を示すべきではないか。	「取引時確認等の措置」の全部又は一部が義務付けられていない場合、緩やかと評価されるものと考えられます。 また、国別の対応については、外国で事業を展開する者が当該外国の法令を遵守するために、当該外国の法制度を確認することは一般的かつ当然と考えられます。 かかる確認を行う中で、当該外国の法令により義務付けられる措置と我が国の取引時確認等の措置とを比較し、必要な対応を執るべきと考えられます。